Title	契約の法思想史
Author(s)	加藤, 恵司
Citation	キリスト教と諸学 : 論集, Volume27, 2012.3 : 185-199
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/de tail.php?item_id=3903
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

### はじめに

加

藤

恵

司

る。 稿では後者における契約について考察する。 との関係ばかりでなく、人と人が交わす契約に及んで、法の思想においても欠かすことのできないものとなってい 古代イスラエル法における契約(covenant) 国家と市民との間で結ばれる契約を社会契約といい、 の概念は、 神と人との関係を結ぶ重要な要素である。それは神と人 国家を含まない契約は私人間で結ばれるものであり、 本

繰り返したこと」によると確信し、「旧約聖書に現れた契約概念を網羅的に拾って見たい」と古代イスラエル法に注 目したものである。 したが、この背後に「社会契約思想の素地があった」ことを認め、 していたことに敬意を抱かざるを得なかった。 民法学者、穂積重遠が「旧約全書の契約観念」という論文を著している。 戦争を目前にして治安維持法が緊急勅令という形式で改定せられた同じ年にこのような研究を その内容は、 ノア契約からモーセ、ダビデの契約に言及し、 その素地には「旧約全書がうるさい位に契約と 彼の父穂積陳重は民約論について考察 契約の

地の所有権に原点があると論じる。 履行について神と人を区別して述べ、 契約を連帯責任から個人責任への発展としてとらえ、契約が結ばれるのは具体的な利益の場合であって、 それが君民契約、 契約の更新、 契約不履行の信実義務、 更には社会契約へ発展していったと論じている。 契約不履行の違約罰などに至ってい 実に含蓄に 土

多くの示唆が与えられた。

はつぶさに解説してい しい救いの福音であり、 の「約」に当たるもので、これまでとは性質の全く違った契約である。それは、 はなく、 る神の意志は、 に意志を表明している。 に無効としたり、 に注目して、 おける聖書研究の成果として『聖書と契約』を著した。彼は、契約というギリシャ語「ディアセーケー」 $(\partial_{L}\alpha\partial_{N}\kappa\eta)$ 第七代最高裁判所長官であった藤林益三は、 規定、 先祖が結んだ契約も子孫にまで効力がある。 制度、 次のような議論を展開している。ディアセーケーの第一の意味は、 神の側から一方的に結ばれる片務的契約である。 追加したりすることができない。遺言は、死によって効力が生じるものであるが、 約束などと訳され、 遺言の契約は、受遺者の意向に配慮されることはない。 時代の経過によっても古びない。その新しい契約に導いた旧約における契約についても彼 人間 の自由意志による受諾を前提とするものである。 無教会の伝道者としても活躍した。 社会契約はここに由来している。 第二の意味は、 遺言であり、「有効な遺言」は 協約、 遺言の契約のように、 イエス・キリストのもたらした新 彼は彼の属する無教会の集会に 契約、 第三の意味は、 ただ本人の同意だけで 意志表示、 遺言者は 聖書におけ 旧 指 命 生前

られ、 古代イスラエル法の契約概念と対比してみたい。 いずれも そもそも法の存立と共に生み出されたものである。 「契約」 に注目して論じている。 契約の思想は、 信仰の問題を日常性の事柄について比することに異論があるかも 本稿では、 古代シュメール法、 我が国における民事上の契約を念頭に 古代イスラエル法におい ても認め お

みるものである。 彼のとった立場の向きを変えて現行民法に示されている契約の思想を古代イスラエル法に基づい 古代法の研究で著名なメイン以来行われてきたきわめて有効な方法である。 究者は法的な意味を有すると思われる用語を見出し、 な ないが、 古代イスラエル法の契約思想が明確にされると考えるからである。 生活に密着した法に現れた思想の根源を探る一助となると考えるからである。 我が国の法思想は、 西欧法の継受であり、 その語の使用されている背景を検討する。このような手法は その底流にある古代イスラエル法と我が民法を検証 しかし、 本稿は穂積重遠に触発され 古代イスラエ て理 「解しようと試 ル 法 0

## 一 契約自由の原則

由 なく、 ているからである。 契約自 平等、 当事者間で結ばれる契約は個人の意思に基づくものである。これは、 田の原則は、 財産 現近代社会においては、 一の私有、 人の意思が明確に表明されたり、 現代社会では自明のことのように考えられている。 独立の人格を前提として権力が介入しないことである。 当事者の人格を尊重し、私人間 拒否されたりという意味において基本的人権と言い (法人も含めて) の生活に国家は介入すること それは、 私的自治の原則ともいわれ、 人間の基本的人権の根拠となっ .得ること 個人の自

法は、 は、 自治に基づいて認められるようになった」として契約自由の原則を高く評価している。その視点から「現在の契約 キリスト教と法の関係において先駆的役割を果たしたハロルド・ベールマン(Harold J. Berman) 「教会法の法源であり、 神に対する義務という理論から逆の方向に進んでいる」 (中略) ……教会法の基本原則の多くが、 と指摘する。 国家法に取り入れられ、 ベールマンにも明らかに認められるの は、 当事者の意志 契約 の自由

であるが、 契約 の自 由はリバタリアンの経済理論を背景にしていることは明らかである。

神からも離れて社会の大原則となっている。 情変更の法理は、 が認められるかについては、 思表示と承諾が要件となる。 承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する」とあるように、 民法五二六条二項では カノン法に端を発していることだけは確かなことである。 「申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾 歴史的にも各国の民法にも一致した法理を見出すことは困難である。 しかし、達成されるまでに当事者の予見し得なかった事態が発生したとき「事情変更」 契約を成立させるためには、 の通知を必要としない場合には、 契約の自由の概念は、 しかし、 国家から離 当事者の意 契約は

ば国家は侵害を排除する責務はある。 尊厳 福追求を保護し、 由 人による人権侵害に対しても何らかの形で適用されなければならない」のであって、契約における人権侵害が 法・私法を包括した全秩序の基本原理であってすべての法領域に妥当すべきものであるから、 わないという立場であるが、 に反しない限り、 一三条の の 契約自由の原則について、我が国の法制上には明文化された規定を見出すことができない。日本国憲法では 原則も成り立たなくなる。 の 原理を軸に自然権思想を背景として実定化されたもので、 個 人の尊重」 立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」とあり、 保障せねばならない。 に根拠をおいている。 個人の尊重は国家の責務であることの宣言でもある。「人権は、 むしろ、 私人間の問題に憲法を適用すべきではないという無効力説になると契約 国家は契約について放任するのではなく、 「生命、 自由、 幸福追求に対する国民の権利につい その価値は実定法秩序の最高の 私人の問題について国家は義務を負 個人の人権を尊重し、 戦後の 憲法 、ては、 価 0 憲法では、 値であり、 人権規定は私 公共 玉 民の幸 あ 0 公

憲法ばかりでなく民法においても、 契約の自由の規定は存在しないが、 憲法第一三条を受けて、 民法第九〇条の

民法の おり、 学校教育契約、 る契約である。 の人格と生活を尊重するために財産権の保障 公序良俗」、 我が ている契約である。 売買、 今後も新しい契約が拓かれていくであろう。混合契約という言葉もあり、 制定時に予想し得なかった契約である。 国の契約法では 交換、 第 これらを典型契約または有名契約と称している。 九 旅行契約 条 消費貸借、 0 一三項 典 「任意規定と異なる意思表示」 、型契約は重要な契約としてのモデルであって、 出版契約、 É 使用貸借、 の契約の種 リース契約、 賃貸借、 類が挙げられている。 契約 (所有権) の自由 雇用、 レンタル契約などを非典型契約、 などを基盤としている。 と契約自由の原則 請負、 の原則は公序良俗に反しない限り無名契約 これらの典型契約以外の契約 委任、 すなわち、 寄託、 さして重要な意義を見出すことができな (債権) 民法では第五 組合、 民法は私的自治を原 典型契約と非典型契 を内容としたのである 終身定期金、 無名契約という。 |四九条から第六九 例えば、 和 解を内容とす ŧ 則とし、 0 認めら 無名契約は 両者が 医 五 療 個人

で自 契約内容の自由 容や条件をつけることも可能である。 方を誰にするかという意思もまた自由である。 承諾することを第三者や国にも強制されることがないという原則である。 ることの意味である。 [由に決定できる。 逆に売主になった場合にも、 ば 当事 者の自由 契約方式の自由が含まれている。 最後の方式の自由は、 例えば、 な意思に基づい 自己の 欲する人を選択することも自由である。 売買でいえば、 所有物を購入したいという相手からの申し入れに、 て締結され 契約は当事者の合意だけで成立する。 例えば、 第一の契約締結の自 る。 金額や支払い方法、 契約の 同じ物を売る人が複数いる場合、 自由には、 一曲は、 物の引き渡し時期等々について当事 第三の契約内容決定の自 第二の相手方選択の自由 契約締結 契約に際して、 の 契約は必ずしも契約書を作成す 自 电 誰から買おうと自由 承諾する必要は 契約 当事者自らが決 相 一曲は、 は 手 方選 契約 契約 な 択 の 0 者間 一であ . の 相 自 内

古代イスラエル法にはこのような典型契約、

非典型契約の区別があるわけでは

な

41

本主義の著しく発展し、 る必要もなく。 2の自由は私有財産制を背景に行われる。しかし、契約の自由においても弱者が保護されなければならず、資 当事者の意思が一致すればよい。 利益が特定の人に掌握される弊害に対し、 それを書面に認めようとも、 国家による平等回復を図ることが求められるこ 口頭のままにするのかも自由である。

## 三 諾成契約

とも少なくない。

労働法、

借地借家法、

農地法などがその典型である。

仰の放棄は、 からいえることは、 を守り、人も互いに契約を守らなければならない」と述べ、契約の拘束力について考察している。このような指 アブラハム、その子孫のモーセとの『契約』によって建国がなされ、契約は神の下に守られ、 いて「古代社会では契約についても神が介入した。 に従って、行く所知らずして旅に出たのであり、 エルでは、 契約は、 アブラハムは、「あなたは生まれ故郷、 当事者の合意であるから契約を交わすことに一定の形式はないことは既述のとおりである。古代イスラ 契約違反あるいは契約解除である。この解除は、神にはなく、人の一方的な解除である。 信仰そのものが諾成契約であるということである。人が告白する信仰は神との契約であり、 神との契約に従ったことを意味する。道垣内は契約の拘束力につ 父の家を離れて、わたしが示す地に行きなさい」という神の言葉 旧約聖書『創世記』に見られるユダヤ民族の国家建設は、 人は神に対して契約

民法においては、

諾成契約は私人間における合意によって成立し、

売買では要物契約として当事者間で物品と金銭が相互に交わされれば契約が成立

特別な形式を有しない。

典型契約では売買

特別な形式は求められない。

しかし、

現代の多様化社会では、

売買も複雑となり、

消費者保護として一定の要

雇用が諾成契約である。

要件を書面で作成することが求められる。 ている。 回については ならない。 務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除」 義 も採用されるようになってきた。 これも契約ではないが、 これによってクーリング・オフが制度化されるようになった。 (民法五五〇条) は純然たる要式契約の規定ではなく、 結婚 (民法七三九条)、 例えば、 契約ではないが手形、 訪問販売に関する法律では 養子縁組 遺言は要式主義である。 (民法七九九条)、 書面契約の方が有利であることを明らかにし このように要式契約は、 (第六条) 「書面によりその売買契約若しくは役 出産などは届出制であるから とあり、 書面によらない 要式主義でなけ 契約 の 贈与の撤 成立 れ

要式契約である

時代でも、 割礼を受ける。 れて永遠の契約となる」と記され、 奴隷も、 た奴隷であなたの子孫でない者も皆、 アブラハムに言われた。『だからあなたも、 地として与える。 に対して神は「わたしは、 古代イスラエルの契約のしるしであった。 よびあなたの後に続く子孫と、 先のアブラハムの例では、 買い取った奴隷も、 あなたたちの男子はすべて、 包皮の部分を切り取りなさい。これが、 わたしは彼らの神となる」とカナンの地を永久の所有として与えたのである。 あなたが滞在しているこのカナンのすべての土地を、 彼は、 必ず割礼を受けなければならない。 わたしとの間で守るべき契約はこれである。 要式契約を交わすこととなった。この割礼問題は新約の時代に廃せられるまで みずからの意思に従って故郷を離れて、 生まれてから八日目に割礼を受けなければならない。 直系の子孫はもちろんのこと、 わたしの契約を守りなさい。 契約には形式が必要とされるものがある。 わたしとあなたたちとの間の契約のしるしとなる。 それによって、 家で生まれた奴隷も、 あなたも後に続く子孫も。 すなわち、 神との契約を履行したのである。 あなたとその子孫に、 わたしの契約はあなたの体に記さ 契約を交わすことによって一 あなたたちの男子はすべて あなたの家で生まれた 外国人から買い 更に あなたたち、 「神はまた、 永久の 7 それ 取 つの お

# 四 双務契約と片務契約

る を得る債権を有していることになる。売買契約は双務契約である。このように賃貸借、 者には義務はない。 約であり、 売主は買主に対して財産権を移転する義務 双務契約は、 よって売主と買主の双方がお互いに債務を負うだけではなく、買主は財産権を得る債権を有し、売主は代金 雇用なども双務契約である。片務契約は、当事者の一方だけが相手方に対して何らかの債務を負っている契 贈与は典型的な例である。 契約によって当事者の双方が互いに債権を有し、 贈与は、 片務契約であり、 負担付贈与でない限り、 (債務) があり、買主は売主に対してその代金を支払う義務 使用貸借、 消費貸借、 贈与者は財産を相手方に与える義務を負うが、 債務を負うものである。 無償の寄託、 無償の委任も片務契約の例であ 請負、 売買契約にたとえると、 有償の委任、 (債務)が

主が語られたことをすべて、行います』と言った」とあり、両資料とも民がこの契約に従順に従うという契約が交 民の長老たちを呼び集め、主が命じられた言葉をすべて彼らの前で語った。民は皆、一斉に答えて、『わたしたちは 改めたいと思っているが、 わされている。これ以後、 れており、 モーセの契約、 申命記資料とエロヒム資料によって資料が複雑に交錯しているところでもある。この点については稿を すなわちシナイ契約では、 イスラエルの民は、 双務契約としての意義がある。すなわち、神が与えた契約について「モーセは戻って、 契約関係が一層はっきりとしてくる。この契約は出エジプト記に記さ 契約の更新を繰り返し、律法を唱えて祭儀が展開されていくことに

契

介約

の締結と履行にあたって、

なる。 いが、イスラエルの民は服従の負担を負い、 ラエル法の発展においてその機能を拡げた。 解放し、その後も引き続いて約束の地に導く債務を負い、 契約の当事者双方が債務を負担することが双務契約というわけであるから、 この契約は、 新しい展開が拓かれていった。 モーセによって示された片務的契約と考えられなくもな 民は服従の債務を負ったのである。 神はイスラエルの民を奴隷 この契約は古代 イス

イ契約は物権の引き渡しでは 還を約束した一方が物権を受け取ることで成立する。 片務契約は、 当事 者の一方だけが負担を負 お わ ない契約であ このように民法的な意味では物権における契約であり、 Ď, 贈与、 消費貸借、 使用貸借、 寄託契約 のように返

双務 ・片務契約 の思想はローマ法に由来すると言われるが、 契約は当初から双務 片務の関係が存在してい

な

#### 五 信義誠実の 原 則

たのである

これらには触れなかった。 を継続的契約と称している。 もあるが、 がある。 民法 「の規定には、 古代イスラエル法ではこのような経済的な視点は明らかにされてい 一回限りで債務関係を終了するのを一 諾 武成契約、 また、 双務 債務の成立についてその原因事実と結びついた有因契約などの考え方もあるが 片務契約 0 時的契約とい ほ か、 債 権者、 13 債務者が経済的出 賃貸借のように将来に向けて債務が消滅するの ない。 [捐を要する有償契約と無償 時的契約 継続的契約の 区別

債務者は債務を終えるまで債権者の信頼を裏切ることなく誠実に行動するという

行は、 民法を採用したのである。 戦後の民法になってからで、それまでは法文には存在しなかった。それは、 ない」(民法第一条二項)という民法の基本原則であり、当事者相互の信頼関係を支配するものである。 信義誠実の原則が強く働くのである。これは の履行のみを要求していたことを意味する。しかし、スイス民法第二条第一項に「何人も、 信義誠実 説明、 (の原則) 契約書作成などは契約の締結以前から求められる。 信義誠実の原則は債権者・債務者の双方に適用される法理である。 に従ってこれをなさなければならない」と表現し、 「権利の行使及び義務の履行は、 債権債務の関係において債務者の義務 戦後になって、 信義に従い誠実に行わなければ 権利の行使と義務の履 契約の履行だけでな 我が民法は この規定は スイス なら

商

品の宣伝

である、 とはない。 の神となり、 約であって、新約の特徴である。この契約は、「しかし、来るべき日に、わたしがイスラエルの家と結ぶ契約はこれ ビデ契約などは義務の伴わない神の一方的な愛の約束であった。イエスによる新しい契約は、 言した契約でもある。この心に記された契約こそ信義誠実の原点でなかろうか。 信義誠実の原則は、 と主は言われる。 彼らはすべて、 彼らはわたしの民となる。そのとき、人々は隣人どうし、兄弟どうし、『主を知れ』と言って教えるこ 戦後の我が民法に記されたごとく新しい契約である。旧約のノア契約、アブラハム契約、 小さい者も大きい者もわたしを知るからである、と主は言われる」というエレミヤが預 すなわち、 わたしの律法を彼らの胸の中に授け、彼らの心にそれを記す。 神の一方的な愛の契 わたしは彼ら

## 六 古代イスラエル法の契約

藤林益三によれば、 「契約の当事者」 は、 個人間、 集団と集団、 王と国民、 神との契約の四点を挙げている。 この

史上の事件において「神が言われた」として理解されている。ここでは、カズイシュティシュ方式ではなく、 順序を逆にして神との契約から述べてみたい。 約法は、 いて制定された。ここでは、 のを民衆に伝えてはいるが、 ディクティシュ方式で述べられる。ハムラビ法典に代表される古代オリエントの法はカズイシュティシュ方式であ 一七章)、モーセのシナイ契約 アポディクティシュ方式は古代イスラエル法の特色である。 当事者間の決断、 合意であってすべての契約は当事者間の判断に基づくのである。 神との関係を断つことも可能であったが、 旧約では具体的な事件をとおして、 (出一九―二四章) などに見られる形式である。 神との契約は、 ノア契約 オリエントでは国王がやはり神から授与され 神が命じられたことを伝え、 彼らは信仰的決断によって受け入れた。 (創六-これらは、 -九章)、アブラハム契約 神が特定の人を選んで歴 その神との関係にお (創 Ŧi.

契約である は、 は もある。古代イスラエル法ではこの法の受容を信仰とおきかえている。古代イスラエル法の契約観の にしながらカズイシュティシュ方式を王の命令として服従する群衆であったのである。それに比ベイスラエル れるならば生存できない状況があった。古代オリエントでは、 必ずしも対等であることではなく、 契約の民」といわれ、 モーセに率いられたイスラエルの民は流浪の民であり、 事件の指導者、 非対等であっても宣言されたその法を受容する道しか残されてい 神と遭遇した人々の言葉を神から授与された法として受け止めた。 そのような緊迫感がなく、 そこから逃れることはできなかった。 むしろ強大な権力を背景 基礎は神との ないこと そこを離 の民

< 前に「民」 国民に向けている。 王と国民との契約が交わされる。 であることに着目したい。 個人が中心ではなく、 国家の法律制定権は、 イスラエル民は、 国民が中心におかれている。 人権の保障をはじめ、 契約の民といわれる。 旧約における契約はイスラエルの民が 福祉政策にしても個人にではな 契約 が個・ 人的に結ば れるより

神の民としての自覚を促すもので、 となった。実例として「ヨヤダは、 徹底していたが、分裂王国時代になってからは王と国民との間で契約が交わされることになり、 主と王と民の間に、 王と国民の関係は、 主の民となる契約を結び、王と民の間でも契約を結んだ」 歴史的に王国が成立以降であり、 統一王国では王の支配が これは新しい形態

とあり、祭司ヨヤダがヨアシュを王位につけた際に王と民との間にも契約を結ばせた。

と警告のである 住民と契約を結んではならない」と神の使いから戒められている。これはカナン人の風習に馴染んではならないこ(翌) 提案をしたが、ナハシュは「全員の右の目をえぐり出すのが条件だ」という。これに対しサウルは兵士を募ってア ンモン人を攻めた事件が起こった。 部族間の契約では、アンモン人ナハシュがギレアドのヤベシュを包囲したとき、ヤベシュの住民から契約を結ぶ ナハシュの契約は成立しなかったが、カナンに侵入後「あなたたちもこの地の

則を窺わせている。 タンの間で友情にあふれる契約が結ばれた。このように契約は物件にも、 個人間の契約では、 イサクとアビメレクとの間に井戸に関する契約がある。また、ダビデとサウル王の息子ヨナ 人格権にも契約が交され、 契約自由 0

料はバビロニア捕囚後に多く現れ、契約(berith) 赤井節の 「契約の観念をめぐって」には、 対人間の契約、 の語において顕著になっていることを明らかにしているのは興味 神と人との間の契約に分けて論じてい いるが、 後者の史

深い。

## 七 終わりに

た。この契約は、 ・まで見てきたように、古代イスラエル法においては、 預言者に見られるごとく、神との契約は個人契約のようでありつつ、契約の実行において個人だけでなく、 個人に与えられた契約であっても民族、 部族に向けられた社会契約の傾 契約は法神授の形式で神との関係によって生みだされ 向が強く現れてい

民族を越え全人類的な思想へと発展する。 して祭りを行い、そこで契約を復唱して確認する。 契約の自由に見られるように対等であることが強調されるが、必ずしも対等でなく、むしろ非対等の場合が多い 信義誠実に見たように公正に行われることを重視している。イスラエルの民は年に一度、 しかもイスラエル法ではアポディクティシュ方式で述べられる。 契約には承諾の意思表示が強く求められる。 契約 の更新と称

権者は、 は、 る。 た場合、 によって債務者に対し強制 の契約関係では契約は必ず履行されるべきとして債務不履行の思想は見られない。古代イスラエル法に見られるの 神と交わした契約はひたすら誠実に守り通す思想である 契約の履行が任意に履行されない 般に契約では、 契約解除をなし、 契約はただの合意・約束とは違って、 契約が有効に成立すると、 債務者に対し損害賠償請求をすることができる。 的に実現を求めるのである (債務不履行) 当事者はこれに拘束され、 裁判を通じてその内容を強制的に実現することができる。 場合、 (強制履行、 債権者は訴訟手続あるいは強制執行手続をとる。 現実的履行の強制)。 交わされた内容を遵守する義務が発生す しかし、古代イスラエル法では、 また、 債務不履行が発生し また、 それ

#### Ì

- $\widehat{1}$ 穂積重遠 「旧約全書の契約概念」『松波先生還暦祝賀論文集』 所収、 有斐閣、 九二八年、 五七——一一三頁。
- (2) 同上書、六二頁
- 3 藤林益三『聖書と契約』藤林益三著作集第五巻、 東京布井出版、 一九八五年
- (4) 同上書、一一頁
- $\widehat{5}$ Divid Daube, Studies in Biblical Law, Cambridge University Press, 1947, p.3ff
- 6 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法』(第十三巻)有斐閣、二〇〇六年、六〇頁
- $\widehat{7}$ Harold J. Berman, Law and Revolutio,, Harvard University Press, 1983, p.132
- 8 『自由の契約法理論』(山田千代子著、 唆が与えられた。 から法概念論へ」では、法哲学における法概念や法的思考、 その倫理的側面が取り上げている。第二部の「市場経済と契約法理論」では、契約という実践的な行為と自由、 第一部では「自由論と市場経済」と題して、 平等といった倫理的価値の関係についてリバタリアンの見解を引用して展開している。 弘文堂、二〇〇八年)は、リバタリズムに立脚して契約について論じてい 自由社会の構造を考察するにあたって「人間像」と市場経済の意義及び 法的推論、 法解釈といった問題が扱われており、 第三部の「契約法理論 深い示
- (9)芦部信喜 『憲法・第5版』、岩波書店、二〇一一年、一〇六頁。
- 10 星野英一は、この点について意思自治の原則・私的自治の原則と契約の自由の原則とは区別されるべきであると訴え ている。(「契約思想・契約の歴史と比較法」基本法学第4巻、 岩波書店、 一九八三年、 六六頁
- 11 遠藤浩他『民法契約論 第4版』有斐閣(有斐閣双書)、一九九六年、一二頁
- (12) 創世記一二章一節
- $\widehat{13}$ 道垣内弘人『ゼミナー ル民法入門 (第4版)』日本経済新聞社、 二〇〇八年、 六四頁以下。
- (14) 創世記一七章八節。
- (15) 創世記一七章九節
- (16) 遠藤浩『民法5 契約総論』青林書院、一九九七年、四八頁

- 17 出エジプト記一九章七、
- 19 18 藤林 前掲書、 二三四頁以下。
- エレミヤ三一章三三、三四節 前掲書、 一九頁。

 $\widehat{21}$  $\widehat{20}$ 

A. Alt, Die Ursprünge des israelitischen Rechts (Leipzig, 1934), S40ff. この点について、拙著『法・思想・歴史』(ジー

列王記下一一章一七節。 オー企画出版、二〇〇八年)、角間太郎『古代イスラエル法』(真文舎、一九七七年)など参照されたい。

 $\widehat{23}$  $\widehat{22}$ 

サムエル記上一一章一節以下。

 $\widehat{24}$ 

- 士師記二章二節。 創世記二六章二七節以下。
- サムエル記上一八章一節以下。

 $\widehat{26}$  $\widehat{25}$ 

赤井節『ヘブライズム法思想史の研究・序説』 創文社、 一九六九年、 一九五頁以下。